

第4節 大気・水環境等の保全

環境指標の達成状況

指標項目	単位	目指す方向	基準値	上段：年次目標値／中段：実績値／下段：達成状況					最終目標値
			2017年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2028年
大気規制対象事業所のばい煙にかかる排出基準適合率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100	100	100	100	100	
				○	○	○	○	○	
水環境にかかる環境管理目標の達成率	%	維持	100	100	100	100	100	100	100
				100	100	100	100	98.5	
				○	○	○	○	×	
土壌汚染拡散防止率	%	増加	87	基準値以上					基準値以上
				91.0	96.0	96.0	96.0	100	
				○	○	○	○	○	
苦情相談解決率	%	増加	93.2	基準値以上					基準値以上
				80.9	96.5	99.1	98.7	100	
				×	○	○	○	○	
化学物質排出量	t	減少	26.5	基準値以下					基準値以下
				22.6	22.1	16.3	13.4	15.3	
				○	○	○	○	○	

【現状及び課題】

◆水環境に係る目標指標は未達成だったものの、大気・土壌に係る目標指標は達成

「水環境にかかる環境管理目標の達成率」については、河川の pH における環境管理目標の超過が原因で目標未達成となりました。藻類の光合成など自然現象的な理由による可能性が高いと考えられます。その他の目標指標については目標を達成しており、健康で安心して暮らせる環境づくりが順調に進んでいると考えられます。引き続き大気・水環境の保全に努めます。

主な施策の実施状況

4-1 大気環境の保全

4-1-1 大気環境の保全

○大気汚染状況の常時監視

二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質等の大気汚染物質について、「環境大気常時監視マニュアル」等に基づき、市内 5 常時監視測定局（一般局：東所沢・北野・中富、自排局：航空公園・和ヶ原）において常時監視機器を用い、計測・調査を行いました。当該常時監視により、大気汚染防止に係る施策の基礎資料としています。

2023 年度の大気汚染に係る環境基準の達成状況につきましては、概ね達成しましたが、光化学オキシダント 1 項目のみ環境基準が達成できませんでした。

○大気規制対象事業所検査

ばい煙の排出状況や施設の管理状況などの遵守状況を以下のとおり検査しました。（ばい煙排出状況の行政検査や報告の徴収を含みます。）

第4節 大気・水環境等の保全

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査等の実施
- ③排ガス、施設稼働状況、自主測定結果等について、規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等へ改善指導

■大気汚染防止法等に基づく規制対象施設の立入検査状況（2023年度）

[延べ数]

	届出数		立入検査数		備考
	上段：事業所数	下段：施設数	上段：事業所数	下段：施設数	
ばい煙発生施設 [ボイラー、金属溶解炉、廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	102	168	2	4	K値規制、濃度規制、総量規制等 排ガス測定 4件、報告徴収90件
一般粉じん発生施設 [鉱物又は土石の堆積場等の一定規模以上のもの]	11	46	1	1	管理基準、報告徴収47件
特定粉じん排出等作業(※1) [一定濃度以上の石綿が使用されているものの解体、改造及び補修工事]	10	11	14	12	作業基準（アスベスト）
水銀排出施設 [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2	4	2	4	濃度規制（水銀及びその化合物） 排ガス測定 4件
特定施設（大気基準適用施設） [廃棄物焼却炉等の一定規模以上のもの]	2	4	2	4	濃度規制（ダイオキシン類） 排ガス測定 4件
指定粉じん発生施設 [セメント製造のパッチャープラント等]	12	54	0	0	管理基準、報告徴収54件
指定炭化水素類発生施設 [燃料の地下タンク等で一定規模以上のもの]	31	77	0	0	構造基準、報告徴収77件
指定届出施設 [廃棄物焼却炉]	21	27	22	28	濃度規制、構造・維持管理基準 排ガス測定 8件

※1 特定粉じん排出等作業については、届出数においては、上段：届出件数、下段：作業件数、立入検査数においては、上段：届出があった現場への立入件数、下段：作業件数である。

4-2 水環境の保全

4-2-1 水環境の保全

○公共用水域等汚濁状況の常時監視

埼玉県及び所沢市が定めた公共用水域水質測定計画に基づき、pH などの生活環境項目、カドミウム等の健康項目等について、市内主要河川の水質と河川底質の調査を行っています。

■生物化学的酸素要求量(BOD)の経年変化

(単位:mg/L)

水域名	採水地点	生物化学的酸素要求量(BOD)の年平均値					生物化学的酸素要求量(BOD)の75%値				
		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
柳瀬川 (C類型)	① 高橋	1.9	1.2	1.3	1.1	1.3	1.9	1.5	1.4	1.2	1.2
	② 西ヶ谷戸橋	1.8	1.5	1.3	1.2	1.2	2.2	1.8	1.2	1.4	1.7
	③ 樋の坪橋	1.9	1.3	1.2	1.4	1.3	2.3	1.4	1.2	1.5	1.4
	④ 二柳橋	1.8	1.2	1.3	1.0	1.4	2.5	1.4	1.5	1.1	1.5
	⑤ 松戸橋	1.9	1.2	1.1	1.2	1.4	1.9	1.5	1.1	1.5	1.5
	⑥ 清瀬橋下流	1.8	1.8	1.0	1.1	1.5	1.9	1.9	1.2	1.4	1.7
	⑦ 清柳橋	1.6	1.2	1.2	1.0	1.3	2.1	1.5	1.2	1.4	1.7
東川	⑧ 狭山湖橋	5.9	7.7	5.7	5.1	5.7	6.8	11	4.8	5.3	7.8
	⑨ 弘法橋	2.3	1.8	1.6	1.6	1.9	2.7	2.1	1.9	1.7	2.4
	⑩ 中橋	2.1	2.4	2.4	1.9	2.0	2.6	1.9	2.7	2.0	1.8
	⑪ 城下橋	1.8	1.3	1.5	1.0	1.3	2.1	1.3	1.6	1.1	1.3
不老川 (C類型)	⑫ 金井沢橋	2.9	1.5	2.7	2.0	2.2	3.7	1.8	3.3	1.8	2.3

※生物化学的酸素要求量(BOD)の75%値は、環境基準の適合判断に用いられています。

第4節 大気・水環境等の保全

○水質規制対象事業所検査

排出水の状況や施設の管理状況など、法令に基づき、その遵守状況を検査しました。

また、立入検査により各事業所から公共用水域へ排出される汚濁物質を削減し、水質汚濁を防止しています。

- ①検査計画の作成
- ②対象事業所への立入検査等の実施
- ③採水した水質・施設の稼働状況・自主測定結果について規制基準との適合状況の確認
- ④規制基準に適合しない事業所等への改善指導

4-2-2 健全な水循環の推進

○適切な農地の利用

農地法で定められた市内全域の農地利用状況調査を行い、遊休農地や遊休農地になるおそれがある農地について、除草や耕作再開の指導、利用意向調査の実施及び新たな担い手への貸し付け等の促進を図っています。

4-3 土壌・地盤環境の保全

4-3-1 土壌汚染対策等の推進

○土壌汚染・土砂たい積対策事業に関する事務

土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、3,000m²以上の土地の改変や過去に有害物質を取扱っていた施設があった場合などに提出される届出を受理しました。

また、所沢市土砂のたい積の規制に関する条例に基づき、500m²以上 3,000m²未満の土砂をたい積する場合に提出される許可申請又は届出を受理しました。

- 2023 年度実績：土地の形質の変更の届出の受理（土壌汚染対策法第 4 条第 1 項） 9 件
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書（県条例第 79 条、80 条） 10 件
土砂のたい積許可申請書（市条例第 5 条第 1 項） 9 件
許可等の処分等に基づく土砂のたい積届出書（市条例第 5 条第 1 項第 3 号） 7 件

4-3-2 地盤沈下対策の推進

本市の地盤沈下は、近年、沈静化しており、2022 年 1 月 1 日から 2023 年 1 月 1 日までの観測地点における平均沈下量は-1.6mm でした。

4-4 生活環境対策の推進

4-4-1 騒音・振動及び悪臭対策等の推進

○騒音・振動の防止に係る啓発

騒音による公害防止を目的として、騒音測定器を貸し出しています。

[2023 年度実績] 貸出件数：10 件

第4節 大気・水環境等の保全

4-4-2 公害等苦情相談の対応

○公害等苦情相談事業

騒音、振動、悪臭をはじめとする各種公害にかかる苦情相談を電話・メール・窓口等を通して受け付け、苦情発生源の調査や指導、助言等を行い、解決を図っています。

[2023年度相談件数] 90件（大気汚染：6件 騒音：21件 振動：3件 悪臭：60件 その他：0件）

4-4-3 ヒートアイランド対策の推進

※P13 第2章 第1節 低炭素プロジェクト参照

4-5 化学物質の環境リスクの管理

4-5-1 化学物質の管理の強化

○特定化学物質排出量等把握に関する事務

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について市内の対象事業者の環境への排出量・移動量・取扱量を集計しました。

[2022年度結果（最新）] 上記化学物質の市内の総排出量：15.3 t 総移動量：19.2 t

総排出量・総移動量合計：34.5 t

4-5-2 ダイオキシン類等の対策の推進

○ダイオキシン類による汚染状況の常時監視事業

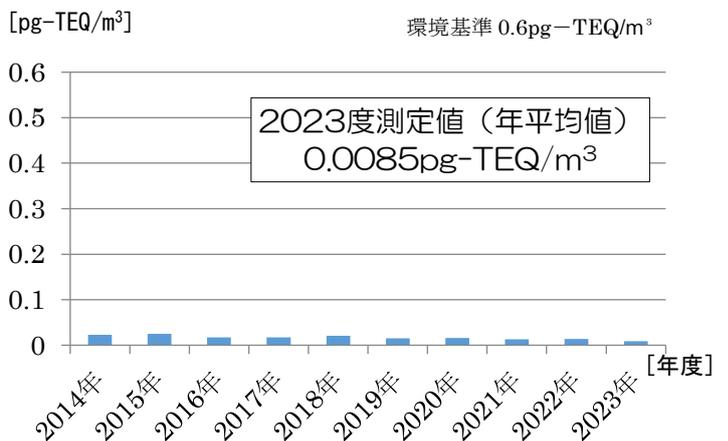
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質及び土壌のダイオキシン類の調査を行っています。2023年度の調査では、大気、水質、土壌とも全ての調査地点でダイオキシン類の環境基準を達成しました。

また、廃棄物焼却炉の設置者に対して、規制基準を遵守するよう立入検査や指導等を行い、各施設から排出される汚染物質を削減し、大気汚染を防止しています。

○放射性物質による環境汚染の監視・対応

市内の放射線量を定期的に測定し、その結果等の情報を市民に公表するとともに、市民への測定器貸出や相談などの対応を行っています。市内の放射線量の測定値を基にして年間換算値を算出したところ、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である年間1mSv（ミリシーベルト）を下回っていました。

■大気中のダイオキシン類濃度の経年変化



第4節 大気・水環境等の保全

■空間放射線量の測定結果の概要（2023年度）

測定日	測定値(単位：μSv/h)	年間換算値(単位：mSv/年)
2023年5月11日	0.01 ～ 0.05	0.05 ～ 0.26
8月9日	0.02 ～ 0.05	0.11 ～ 0.26
11月9日	0.02 ～ 0.04	0.11 ～ 0.21
2024年2月8日	0.01 ～ 0.05	0.05 ～ 0.26

※ 市内10地点を測定